

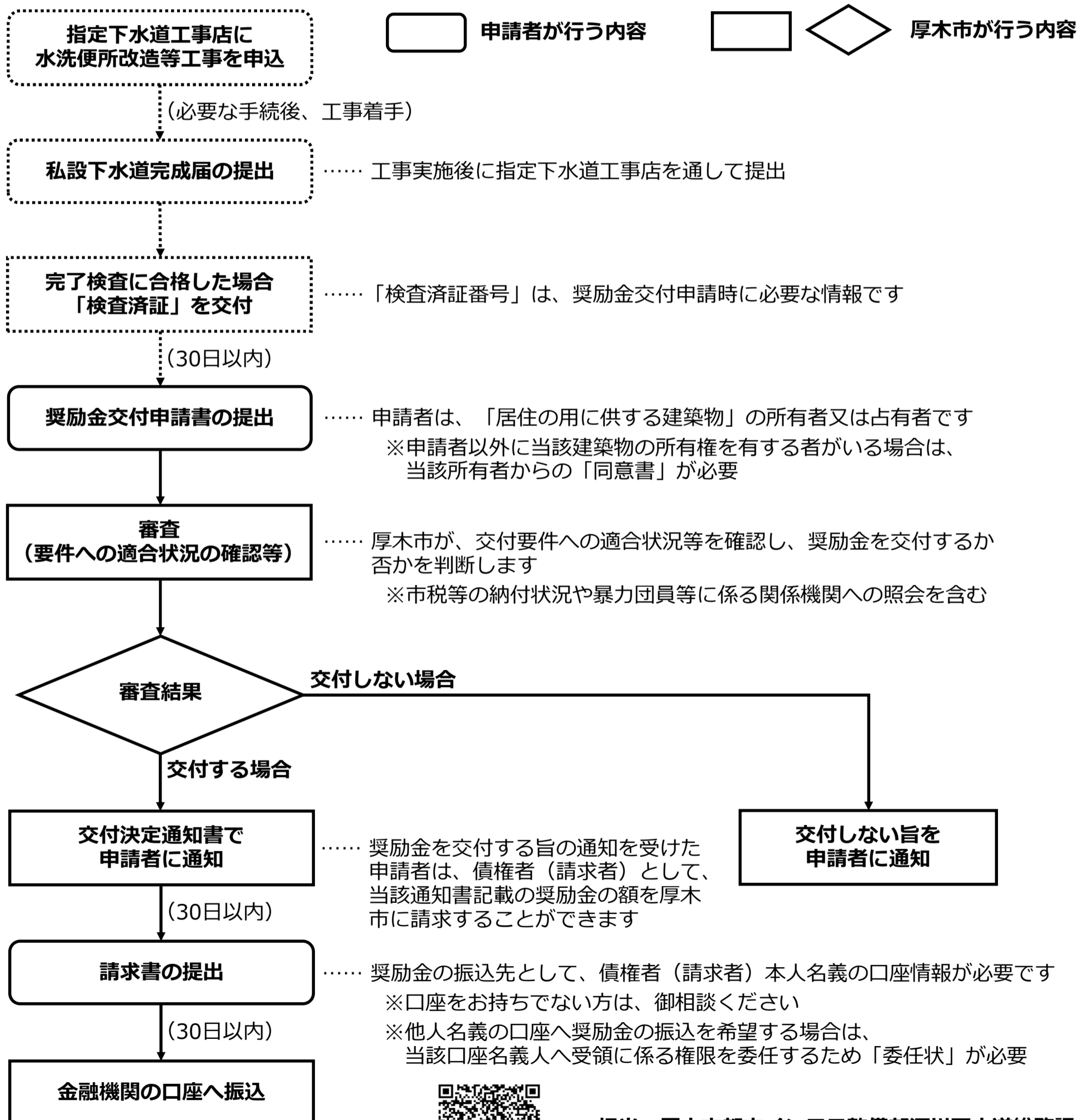
# 厚木市水洗便所改造等奨励金交付申請の概要

奨励金の交付を受けることのできる方は、「居住の用に供する建築物」の所有者又は占有者（建築物の所有者の同意を得た者に限る）であって、公共下水道の供用開始日から3年以内に、当該建築物に係る水洗便所改造等工事（次のいずれかの工事）を行った方です。

- ・くみ取便所を水洗便所に改造し、公共下水道（污水管）に接続する工事 ⇒ 奨励金額 30,000円
- ・し尿浄化槽の機能を停止し、公共下水道（污水管）に接続する工事 ⇒ 奨励金額 共同住宅 30,000円  
共同住宅以外 22,000円

## 【奨励金交付の対象外】

- ・法人の方
- ・同一の水洗便所改造等工事に対し、厚木市の「水洗便所改造等資金融資あっせん制度」を利用している方
- ・市税（延滞金を含む）、下水道事業受益者負担金、公共下水道使用料のいずれかを滞納している方
- ・厚木市暴力団排除条例に定められた暴力団員等に該当する方
- ・建築物の新築・増築を伴う工事



担当 厚木市都市インフラ整備部河川下水道総務課  
所在地 厚木市中町3-17-17  
TEL 046-225-2367 (直通)

各様式は、厚木市ホームページからダウンロードできます。

[https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/kurashi\\_tetsuzuki/gesuido/4/5/30146.html](https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/kurashi_tetsuzuki/gesuido/4/5/30146.html)